

現業職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成21年3月 日 南 町

1 取組方針の策定の目的

今日における地方自治体の現業職員は、その職務の性格や内容が、民間企業の従業員と同一又は類似しているといわれているにもかかわらず、給与が高額ではないかとの批判や指摘が多くなされているところです。

その指摘を真摯に受け止めるとともに、今後も厳しい財政状況が続いていくであろうことを踏まえ、今一度、現業職員の給与等について総合的な点検を実施し、適正な給与制度の確立と運用をすることが必要であるという考え方に立ち、具体的な取組内容を含む方針を策定することにしました。

2 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等(平成20年4月1日現在)

区分	公 務 員			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)
現業職員全体	47.3歳	2	317,850	330,850

*「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における職種ごとに職員の基本給である。

*「平均給与月額」とは、平成20年4月1日に支払われるすべての諸手当の額を合計したものである。

(2) 年齢別職員数

区分	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～	計
運 転 手								1			1
技 手				1							1
現業職員 全体				1				1			2

(3) その他の給与に関する事項

① 給料表

技能職給料表(日南町独自の給料表)を適用。

② 現業職員にかかる特殊勤務手当

手当の種類	手当の額	手当の支給を受ける者の範囲
特殊土木機械乗務手当	日額 700円	土木作業に従事し、1日に2時間を超えたとき
	日額1,000円	除雪作業に従事し、1日に2時間を超えたとき

③ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給。

ただし、平成19年1月から平成22年1月まで、1号給の昇給抑制を実施中。

3 基本的な考え方

現業職員については、基本的に退職者不補充としており、平成4年度以降新規採用は実施していない。

給与については、民間の類似職種との均衡に配慮し、より適正な運用に取り組んでいく。

4 具体的な取組内容

① 給料表に関する事項

- ・給与構造の見直し(H18. 4. 1)により、技能労務職の給料表を4級までとした。

② 手当に関する事項

- ・特殊勤務手当については、現業職員のみ適用している手当ではない。

③ 昇給のあり方に関する事項

- ・55歳昇給抑制措置を実施

④ その他

- ・事務事業の整理、組織の見直し、職員の適性配置、臨時職員の活用、民間委託や指定管理者制度の導入を推進する。
- ・行政評価に合わせた人員配置を行ない、事務の効率化を図る。
- ・平成13年度から人事考課制度を導入実施しており、引き続き職員の適性評価を行なう。
- ・現業職員の補充は原則行なわない。